

播 総 第 6 3 0 号
令和5年8月31日

(審査庁)
播磨町長 佐伯 謙作 殿

播磨町情報公開・個人情報保護審査会
会長 斎藤 正寿

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

記

諮問番号：令和5年諮問第1号

事件名：本人通知制度に基づく保有個人情報開示請求に係る審査請求

(別 紙)

諮問庁 播磨町長 佐伯 謙作
諮問日 令和5年6月21日
諮問番号 諮問第1号
答申日 令和5年8月3日
答申番号 答申第1号

答申書

(審査庁)
播磨町長 佐伯 謙作 様

播磨町情報公開・個人情報保護審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

ただし、処分庁は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第87条第3項並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第24条及び第26条に規定のあるとおり、開示請求人の実施日の希望の有無を確認することに努め、希望がない場合は複数の開示実施可能日を開示決定通知書面上で示した上で審査請求人に選択できるようにすべきであり、それでもなお実施日に調整を要する場合は書面にて申出を行う旨を開示請求人に案内するよう努めるべきである。併せて、閲覧実施場所に関しても柔軟に対応するようにされたい。この点については、下記「第8 付言」にて述べることとする。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、住民課（処分庁）がX（以下「審査請求人」という。）に対し令和5年a月b日付け播住第c号で行った法第82条第1項の規定によ

る保有個人情報の部分開示決定処分に対し、審査請求人が、令和5年a月b日開示決定から令和5年a月d日の開示実施まで8日間期間が経過することに対し明確な説明がされなかったことに不服があるとして、早期の開示の実施を求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（開示請求に対する措置）

第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第83条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第 82 条第 1 項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

・ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

（開示請求書に記載することができる事項）

第 23 条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第 87 条第 1 項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

（開示決定の際に通知すべき事項）

第 24 条 法第 82 条第 1 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、法第 87 条第 3 項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における

準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第 82 条第 1 項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
(開示の実施の方法等の申出)

第 26 条 法第 87 条第 3 項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第 24 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当する旨の法第 82 条第 1 項の規定による通知があった場合において、第 23 条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第 87 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。

3 法第 87 条第 3 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

・ 播磨町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 26 号）

（開示決定等の期限に関する特例）

第 3 条 町の機関等が開示決定等をする場合における法第 83 条第 1 項及び第 84 条の規定の適用については、同項中「30 日以内」とあるのは「15 日以内」とし、同条中「60 日以内」とあるのは「45 日以内」と、「同条第 1 項」とあるのは「播磨町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 26 号）第 3 条の規定により読み替えて適用される前条第 1 項」とする。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、播磨町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号。以下「条例」という。）第3条に基づき、開示決定を15日以内に行った。開示の実施日に関する法令上の規定は、法第87条第3項及び第4項並びに令第26条第1項に定めのあるとおり、実施日の希望は書面で申出を行わなければならないため、審査請求人は書面での申出を行っていないことから実施日の変更を行っていない。

3 審理手続及び調査審議の経過

年月日	概要
令和5年a月a日	審査請求人より本件に係る審査請求の提起がなされる。
令和5年a月e日	審査請求書の補正書が提出される。
令和5年a月e日	令和5年a月e日付け播審第b号により、処分庁へ審査請求書の写しを送付し、弁明書の提出を求める（令和5年f月g日期限）。
令和5年a月h日	1 令和5年a月i日付け播住第j号により処分庁から弁明書の提出があり、令和5年a月h日付け播総第k号により收受し、審査請求人に弁明書（副本）等を送付し、同日付け播審第1号により反論書の提出を求める（令和5年f月h日期限）。 2 令和5年a月h日付け諮問第b号により播磨町情報公開・個人情報保護審査会に諮問書を提出し、諮問書の写しを審査請求人へ送付する。
令和5年a月m日	播磨町情報公開・個人情報保護審査会委員5名に審査会開催の日程調整を依頼する（令和5年f月f日期限）。
令和5年a月n日	審査請求人から反論書の提出があり、令和5年a月n日付け播総第o号にて收受し、処分庁へ副本を送付する。 反論書持参の際、口頭意見陳述及び補佐人帯同許可の要望がないことを確認。
令和5年f月p日	審査会の日程調整が完了したことにより、開催通知を送付する。
令和5年f月q日	審査請求人に審査会の開催日について電話にて連絡する。

第4 調査審議における審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- ・審査請求人が過去に請求した開示請求（令和4年b月r日付け播住第s号、令和4年b月h日付け播住第t号）及び本審査請求の対象である令和5年a月b日付け播住第c号はそれぞれ開示決定日から開示実施日までの期間が異なるため、実施日設定の法令等の根拠がある理由を求める。
- ・令和5年a月a日に電話で「a月d日は行くことができない為a月e日に変更してほしい」旨、担当職員にお願いしたが、「それはできない」と拒否された。将来においても本件と同様の内容の開示請求に対して不当な実施日が設定されるおそれや本件よりも長い期間の実施日が設定されるおそれも十分考えられる。
- ・弁明書で示されている開示決定から実施まで8日かかる理由は、担当職員の主観的なものであって、根拠として示された、条例第3条は、開示請求書の提出から決定までの期間を制限するものと解され、決定後に実施日を特に定めなければならないという規定は見当たらない。また、処分庁の決裁を得た文章を8日間も担当職員が保管するのは無意味で、審査請求人においても不安感、焦燥感を抱かされ内心の静穏な感情を害されない権利を侵害される結果となった。決定日から実施日まで8日も処理期間がかかるのを、標準処理期間だと担当職員は主張するが、播磨町の本人通知制度のチラシに示された目的の「不必要な身元調査などの早期発見、未然防止につながります」や地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項の原則からも不適當。
- ・したがって、本人通知制度の通知に対する内容の開示請求に限定して、開示決定後の事務所での開示の実施日を原則、開示決定日当日又はその翌開庁日とする旨の規則の制定を命ずる裁決を求める。

2 処分庁の主張の要旨

- ・本件審査請求は、本件処分に係る開示実施日に関するもので、審査請求対象となる処分以外の不服申立てである。審査請求対象となる保有個人情報の部分開示は実施したため、本件審査請求の対象が実質的に存在しない。
- ・本件処分について、令和5年a月b日付けで請求人に送付した保有個人情報開示決定通知書に、開示実施日を「令和5年a月d日」と定めたのは、開示までの準備期間として、送付してから請求人に届くまでの期間を2～3日、請求人に日程を調整してもらう期間を2日程度、さらに除外する土日の日数を見込んで設定したものである。したがって、請求人は、合理的な理由がない場合に早期の開示の実施を求めているが、開示までの準備期間としては不当なものではない。
- ・開示日の設定は、開示請求のあった日の翌日から起算して条例第3条に定

める「15日以内」であるため、違法でもない。

- ・以上のことから本件審査請求は、審査請求の理由がないから速やかに却下されるべきである。

第5 論点整理

- ・本件審査請求は、適法性を審査したところ、法第105条第3項において準用する同条第1項、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第4条の規定を満たしていることから、審査会での審議対象となる。
- ・本件は、保有個人情報の開示の実施日の根拠を争点としている。
- ・保有個人情報の開示の実施日の決定に関する法令等は、法第87条第3項及び第4項並びに令第26条第1項である。
- ・地方自治法第2条第14項の条文は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」であり、地方公共団体の規則制定を規定するものではない。

第6 答申の理由

1 認定した事実

- ・令和5年u月v日、請求人が播磨町住民協働部住民課窓口に来庁の上、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、保有個人情報開示請求書を住民課に提出し、同日、播磨町長はこれを受理した。
- ・この保有個人情報の開示請求に対して播磨町長は、播磨町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）第3条に定める期限内の令和5年a月b日において、この開示請求に対する部分開示決定を行い、同日付で、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づき、開示実施日を同月d日とする保有個人情報開示決定通知書を請求人に送付した。
- ・令和5年a月a日、住民課職員は、架電のあった請求人に対し、開示決定日から開示実施日までの開示準備期間について説明を行った。この説明に納得しない請求人は同日、本件処分から開示実施日まで8日もかかる明確な説明がされなかったことに不服があるとして、早期の開示の実施を求め審査請求を播磨町長に行った。また、請求人は同月e日、当該審査請求書についての補正を行った。
- ・令和5年a月r日、播磨町長は、住民課窓口に来庁した請求人に対し、保有個人情報の部分開示を行った。

2 論点に対する判断

本件審査請求は、第5で記載したとおり、保有個人情報の開示の実施日の設定方法が不明瞭であったことに起因している。法令等によると、開示の実施方法等に関しては開示の実施日に関して希望がある場合は書面により申し出なければならない（令第26条第1項）規定があることから、審査請求人が電話で申出を行ったため受け入れられなかったことが想定される。また、開示決定日から開示の実施日までの期間を規定する法令等はないことから、処分庁の対応に違法又は不当な点はないものと考えられる。

なお、法の趣旨を鑑みると、地方公共団体が条例等で制定できる内容は限られており、審査請求人が主張する開示決定の翌開庁日に開示の実施を限定する規則を制定することは適当でないと考えられる。また、仮に上記の通りに開示実施日を「限定」するとなると、「第8 付言」で述べる通り、開示請求人の都合を全く考慮しない形での開示実施日の決定となり、開示請求人の希望に沿うという法の趣旨に反することからも適当ではないと考えられる。

第7 まとめ

以上の点から、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

第8 付言

法第87条第3項及び令第26条の趣旨は、開示請求人が望む方法で開示の実施がなされることが望ましいと解される。本件の場合、令和5年u月v日付けの審査請求人から提出された保有個人情報開示請求書にて実施の希望日が未記入であったこと、令和5年a月b日付け播住第c号の保有個人情報開示決定通知書にて事務所における開示を実施することができる日時及び場所が1つしか提案がなされていないこと、さらに審査請求人からの電話による開示実施日時の変更要望に対し、令第26条第1項により書面での申出が必要な手続きであるとの説明をせずに結論のみ伝えていること等の、いくつかの調整及び説明不足に起因した出来事であり、審査請求人に相応の心理的な負担がかかったことは理解できる。個人情報の開示請求は処分庁において、今後とも日常的に実施される業務であることから、従前の対応のままでは同様の「行き違いによるトラブル」が再発する可能性がある。

については、下記について留意し、法の趣旨を踏まえ、開示請求人の開示

方法及び実施日の希望に沿うことに努めることが望まれる。以下に改善の方向性を示す。

- ・ 事務所における開示の実施を希望する開示請求の場合、保有個人情報開示請求書（様式第2号）2ア<実施の希望日>について、未記入のまま受理しないよう確認する（希望がない場合も「希望なし確認済み」等、第三者が見て分かる状態にしておくことが望ましい。）。
- ・ 保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）4（2）事務所における開示を実施することができる日時及び場所について、日程を複数日提示し、請求人がその中から選択できるようにする。そのために、開示書類が5枚以下程度であれば、一定程度のプライバシー空間が確保されている窓口で閲覧対応をすること、さらに閲覧に時間を要する開示書類の場合でも、小さなブース等を設置し閲覧対応をするというように、常時職員が誰でも対応可能な体制とする。こうした措置により、複数の開示日を予め設定し開示請求人の都合に柔軟に対応することが可能となろう。具体的には、窓口及び小さなブース等での閲覧に関しては開示決定日の翌々開庁日から2週間程度の期間を提示することが望ましい。また、やむを得ず会議室での閲覧対応となる場合は事前予約等の問題を考慮して、最低3日以上複数の日程を提示することが望ましい。
- ・ 令第26条第1項の規定により、保有個人情報開示決定通知書上で通知する、事務所における開示を実施することができる日時の中で調整ができない場合は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第14号）を提出する必要がある旨を、開示請求人に対し開示決定を通知する際に併せて通知することとする。

播磨町情報公開・個人情報保護審査会